

第418回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年7月26日（水）午後2時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 井上隆市委員 2 番 江口勘四郎委員 3 番 尾形智代委員

4 番 上妻一実委員 5 番 羽島真一委員 6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員 8 番 富田憲一委員 9 番 山川光照委員

10 番 奈良崎洋一委員 11 番 長沼健司委員 12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員 14 番 後藤敏秀委員 15 番 原田広幸委員

16 番 木村辰也委員

出席推進委員 10人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、
稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第483回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第484回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程6 議 第4号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程11 報告第5号 非農地証明書の交付について

日程12 報告第6号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、7月20日に告示になりました、第418回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年7月20日、上山市農業委員会告示第8号により、令和5年7月26日、第418回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和5年7月20日付け農委第164号をもって、第418回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第418回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が10人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、2番、江口勘四郎委員、9番、山川光照委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は蔵王在住の〇〇氏、無職、譲受人は東京都世田谷区在住の〇〇氏、農業兼会社役員であります。蔵王地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、〇〇

	氏につきましては、住民票の住所は東京都世田谷区であります。現在、蔵王でペンションを経営しながら農業をされており、上山市に滞在している期間が大半であります。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、山川光照委員。
山川委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。7月22日、譲受人である〇〇氏より現地で話を聞きました。〇〇氏の農業廃止という理由から譲り受けるもので、現在はワイン用ブドウが作付けされていました。その他にも20aほどワイン用ブドウを作付けしており、綺麗に管理されていました。許可相当と思いましたが、なおご審議よろしをお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号2について説明いたします。譲渡人は下生居住在住の〇〇氏、農業、譲受人は下生居住在住の〇〇氏、農業兼会社役員であります。下生居地内の畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１０番、奈良崎洋一委員。
奈良崎委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。７月２０日に両者と現地調査を行いました。現在さくらんぼの木が伐採中で、綺麗に下刈りがされておりました。今年中に伐根の予定とのことです。現在〇〇氏が所有するさくらんぼ畑に隣接する畑であり、なんら問題はないと思われます。今後はキウイフルーツを植える予定とのことです。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、第４８３回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、第４８３回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲受人は河崎三丁目在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は上生居在住の〇〇氏であります。小穴地内の田１筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。譲受人は楢下在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は山形市在住の〇〇氏であります。楢下地内の畑 3 筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 2 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程 5、議第 3 号、第 484 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第 3 号、第 484 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の 3 ページをお開きください。

38件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。

整理番号1について説明いたします。借り人は藤吾在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。高松地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長

整理番号2について説明いたします。借り人は藤吾在住の〇〇氏、貸し人は石曽根在住の〇〇氏であります。石曽根地内の田3筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑７筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４から６は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４から６について説明いたします。借り人は東町在住の〇〇氏、貸し人は小穴在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏であります。小穴地内の畑５筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
長沼委員	整理番号３と４の賃借料の差は何か。
事務局	同じ小穴地内で賃借料に差があることについてご指摘頂いたことについて説明します。整理番号３の土地については、〇〇氏が相続をしてからずっと耕作をしていなかった土地になります。ですので、かなり土地

	が荒れた状態のものを〇〇氏が借りるということで、再生にこれからお金が掛かるため賃借料は 1,000 円という設定になっています。一方整理番号 4 の〇〇氏から〇〇氏が借りる土地は、すぐに耕作ができ条件のいい土地ということで 12,000 円の価格の設定がされています。
議長	そのほか質疑ございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 4 から 6 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号 7 及び 8 については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 7 及び 8 について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、貸し人は相生在住の〇〇氏及び皆沢在住の〇〇氏であります。相生及び皆沢地内の畑 7 筆について使用貸借権または賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
原田委員	整理番号 7 について、使用貸借だが物納か。
事務局	こちらの土地は現在柿があり〇〇氏が使う土地になっていますが、〇〇氏の返却する際の条件として更地にして返してほしいというものがあり、伐採伐根でお金が掛かると見込まれることから、その分を相殺し貸し借りについては使用貸借となっております。
井上委員	料金が発生していないという考えでいいのか。
事務局	そうです。

井上委員	料金が発生していないことを、斜線ではなく何か理由を明確に表示する方法はないか。
事務局	なるべく分かりやすいようにしたいと思いますが、事務局の中で検討します。
議長	そのほか質疑ございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7及び8については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することになりました。次に、整理番号9について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号9について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。楢下地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号9については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することになりました。次に、整理番号10について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長	整理番号１０について説明いたします。借り人は樋下在住の〇〇氏、貸し人は関根在住の〇〇氏であります。樋下地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することになりました。次に、整理番号１１について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は天童市在住の〇〇氏であります。菖蒲地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することになりました。次に、整理番号１２について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長	整理番号１２について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は八日町在住の〇〇氏であります。中生居地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１３及び１４は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１３及び１４について説明いたします。借り人は石崎一丁目在住の〇〇氏、貸し人は上生居在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。上生居地内の畑７筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１３及び１４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決し

	ました。次に、整理番号１５について事務局長より説明いたします。 事務局長。
事務局長	整理番号１５について説明いたします。借り人は狸森在住の〇〇氏、貸し人は久保手在住の〇〇氏であります。久保手地内の畑１筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１６について事務局長より説明いたします。 事務局長。
事務局長	整理番号１６について説明いたします。借り人は金生西二丁目在住の〇〇氏、貸し人は久保手在住の〇〇氏であります。久保手地内の畑１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
後藤委員	先ほどからワイン用ぶどうの案件が多くあるが、賃料に差がある。これは貸主の意向か借主の意向か。条件の良い悪いがあるのか。
事務局	整理番号１５と１６について賃料に差がある件について説明します。１５についてはビニールのハウスもかかっており、条件のいい土地にな

	ります。一方16は、棚はあるが、古く壊れそうな状況であり、そういった部分で借主の〇〇氏の方で費用を掛けることが予想されることから低額で設定がされたということになります。
議長	そのほか質疑ございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号16については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号17から19は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号17から19について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は金谷在住の〇〇氏、高野在住の〇〇氏、山形市在住の〇〇氏であります。金谷及び仙石地内の田3筆について使用貸借権または賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
井上委員	檜下のものが賃料が発生していない理由は。
事務局	物納の要望があったからになります。
議長	そのほか質疑ございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号17から19については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２０について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２０について説明いたします。借り人は仙石在住の〇〇氏、貸し人は仙石在住の〇〇氏であります。仙石地内の田６筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
井上委員	これも物納か。
事務局	そうです。
議長	そのほか質疑ございますか。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２１及び２２は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２１及び２２について説明いたします。借り人は十日町在住の〇〇氏、貸し人は金谷在住の〇〇氏及び泉川在住の〇〇氏であります。金谷及び泉川地内の田２筆について貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと

	考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２１及び２２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２３について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２３について説明いたします。借り人は東根市在住の〇〇氏、貸し人は小倉在住の〇〇氏であります。小倉地内の田２０筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程６、議第４号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第４号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説

明いたしますので、事前に送付いたしました別冊議第4号をご覧ください。本日、追加で議第4号整理番号2に係る議案書を配布しておりますので、事前にお渡ししたこちらを整理番号1とさせていただきます。

整理番号1について説明いたします。

本案件につきましては、上山市において工業団地を整備するものがあります。農村地域への産業の導入の促進に関する法律第5条第1項に規定する実施計画に基づく工業団地の整備であり、農用地区域からの除外はやむを得ないと認められるとするものであります。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長

整理番号2について説明いたします。本日お渡しした別冊議第4号整理番号2をご覧ください。

本案件につきましては、農業を営む法人が建築する農産物集出荷施設であり、用途区分の変更は当該地域の農業の振興に資するものと認められるとするものであります。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

長沼委員

大体の位置の説明を。

事務局

カラーの位置図をご覧ください。こちらの地図の中で黄色の部分が農振農用地区域であり、建物等を建設する場合は除外が必要なエリアになります。計画地が台形のような形ですが、下の色の染まっていない所が〇〇の位置になります。赤で染まっている部分が〇〇周

	辺になります。今回計画している箇所は、上山南支店と南部営農センターの向かい側の農地を想定しているものになります。
議長	そのほか質疑ございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。
議長	日程7、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。1件の届出がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は長清水二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は長清水一丁目在住の〇〇氏、無職です。石堂地内の畑1筆について、駐車場として利用するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程8、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は原口在住の〇〇氏、借り人は原口在住の〇〇氏であります。原口地内の畑１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。６件の届出がございました。 いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号１及び３については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。５件の届出がございました。

	整理番号１について説明いたします。貸し人は金谷在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターであります。先ほど議決いただきました第４８４回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、金谷地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２及び３は関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２及び３について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は泉川在住の〇〇氏、借り人は十日町在住の〇〇氏であります。泉川地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。貸し人は高松在住の〇〇氏、借り人は高松在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました第４８４回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、高松地内の田２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。貸し人は石曽根在住の〇〇氏、借り人は石曽根在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました第４８４回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、石曽根地内の田３筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１１、報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１５ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。申請人は軽井沢二丁目在住の〇〇氏であります。軽井沢二丁目地内の畑１筆について申請があったものです。昭和３３年に国道１３号線が通り家屋をセットバックした際に農地に侵入し、現在に至ったもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１２、報告第６号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	報告第6号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の16ページをお開きください。1件の届出がございました。 整理番号1について説明いたします。所有者は東村山郡中山町在住の〇〇氏、施工者は狸森に事務所を有する〇〇株式会社であります。令和4年度第4号で届出した期間を延長し、引き続き田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。
長沼委員	延長しているが盛り土の進み具合はどうか。更に延長するのではないか。また、残土ではないか。
事務局	全体の何割かまでは把握しておりませんが、こちらの土地については、一番最初が平成25年当時に農地改良の届け出が出されており、その後完了の報告がされていなかった土地になります。熱海の方で土砂災害があった際に、国の方からこういった放置されている盛り土について一度点検をするようにとの指示があり、昨年くらいにどうなっているか連絡を取った土地になります。その際〇〇氏と〇〇株式会社に直接会って話を伺ったのですが、平成25年当時は砂利に近い物を入れてしまっていたというのが現状としてあったのですが、今のままだと違反転用になってしまうと説明したところ、改良の届け出を出し直し、きちんと畑の土を入れて栗を栽培できるように改善することで出されているのがこの届出になります。こちらについてはもとの土地が低いので少し時間は掛かるような印象は受けていたのですが、何度も延長を繰り返すことの無いように前回も今回も指導はしていますので、むやみやたらな延長にならないように事務局としても指導していきたいと思っています。具体的な盛り土の高さまでは把握しておりません。
議長	そのほか質疑ございますか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任

議長	願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。
----	--

(終了時刻 午後３時２１分)

議事録署名委員

議事録署名委員